



狩猟税

この税金は、鳥獣の保護や狩猟に関する経費に充てられる目的税です。

納める人

狩猟者の登録を受ける人

減 免

生活保護を受けている場合は、申請により減免されます。

申 告

狩猟者の登録を受ける際に、証紙により納めます。

なお、県民税の所得割を納めなくてもよい人は、住所地の市町村からその旨の証明書をもらい、登録時に提出する必要があります。

納める額

免許の種類	種 别	税 率
第一種銃猟免許 (空気銃以外の銃器)	1 道府県民税の所得割額の納付を要する者 上記の者の控除対象配偶者又は扶養親族のうち、農林水産業に従事していない者	16,500 円
	2 上記以外の者	11,000 円
網猟免許・わな猟免許 (投げ網、わな等)	3 道府県民税の所得割額の納付を要する者 上記の者の控除対象配偶者又は扶養親族のうち、農林水産業に従事していない者	8,200 円
	4 上記以外の者	5,500 円
第二種銃猟免許(空気銃)	—	5,500 円
5 対象鳥獣捕獲員に該当する者が狩猟者の登録を受ける場合	課税免除	上記税額の 1/2 の額
6 鳥獣保護管理法による許可を受け、従事者証の交付を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者が狩猟者の登録を受ける場合		
7 鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、捕獲等を行った者が狩猟者の登録を受ける場合(許可捕獲後1年以内)		

※1 放鳥獣猟区(現在、山形県内にはない)のみに係る狩猟者の登録は、税額が4分の1になります。

※2 他道府県で狩猟を行う場合には、狩猟を行う道府県ごとに税金がかかります。